

災害緊急対策基金取扱要領

(趣 旨)

この基金は、阪神淡路大震災の教訓に基づき設立するものである。

(目 的)

この基金は、全国青年税理士連盟の会員に災害が生じ、緊急に対応すべき事態が発生した場合に、速やかに適切な対応をすることを目的として積み立てられるものである。

(基金の使用)

① この基金の使用に関する意思決定機関は、全国青年税理士連盟の会長と各単位会の代表により構成され、その過半数の同意を持って決定されるものとする。

ただし、意思決定には緊急性を要するため、電話・FAX等による意思確認を認めるものとする。

② この基金は、災害が発生した場合に緊急に対応するための費用（現地に駆けつけるための旅費・宿泊費、現地で必要と思われる医薬品・水・食料・衣料等の救援物資の購入にあてるための費用等）にあてるものとする。

(基金の積立)

この基金は、1,000,000円に達するまで年200,000円を限度として積み立てるものとする。

(取扱要領の改正)

この取扱要領の改正については、理事会の議を経て行う。